

東京大学産学協創部協創課 学術専門職員 募集要項

職名及び人数	学術専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
契約期間	令和8年6月16日以降できるだけ早い時期（応相談） ～ 令和9年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行う。更新回数は9回、在職できる期間は令和18年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学産学協創事業拠点（駒場Ⅱキャンパス） 変更の範囲：原則同一部局内
所属	東京大学産学協創部協創課 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	東京大学と企業による産学協創ラボ（東京大学生産技術研究所内に設置）において、担当教員と連携し、以下の事務局運営およびコーディネーション業務を行う。 （1）協創事業推進 企業と研究者のハブとして、共同研究プロジェクトや人材育成プログラム等の企画立案・草案作成、立ち上げ支援、および進捗における調整業務 （2）会議体・イベント運営 運営委員会、活動報告会、シンポジウム等のスケジュール調整、資料作成、会場設営、議事録作成等の運営実務全般 （3）事務局管理業務 協創事業に係る予算管理、契約手続き補助、報告書作成支援、その他企業との組織間連携に必要な庶務・会計業務 （4）担当教員支援 担当教員の業務遂行に係るスケジュール調整、対外的な連絡調整、および特命業務の補佐 （5）その他 産学協創推進全般を支える業務運営の企画立案、調整、実施等の支援 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
就業日・就業時間	週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間45分（9:00～17:45 ※12:00～13:00 休憩） 時間外勤務を命じることがある
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額50万円～70万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

応募資格	(1) 学士以上、またはそれと同等の能力を有する方。 (2) 企業、大学、研究機関、官公庁等において、企画・調整業務、プロジェクト運営支援、産学連携支援等の実務経験を有する方が望ましい。 (3) 学内外の関係者と円滑に連携できるコミュニケーション能力と協調性を有し、主体的に業務を遂行できる方。 (4) 産学協創や研究推進業務に関心を有し、文献・資料調査や情報整理、資料作成等を適切に行える方。 (5) モビリティ分野または関連技術分野に関心を有する方が望ましい。 (6) 通常業務に必要な PC (Word、Excel、PowerPoint、E-mail 等) の操作および資料作成に加え、オンライン会議の操作ができる方。 (7) 業務に必要なレベルの英語力 (メール対応、資料読解等) があればなお望ましい。
提出書類	(1) 東京大学統一履歴書 1 部 (本学指定書式※) ※本学指定様式は、以下からダウンロードし作成すること。 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 平日日中に連絡のとれる電話番号、メールアドレスを明記のこと (2) 職務経歴書 1 部 (A 4 で 2 頁以内) (3) 志望動機 1 部 (A 4 で 2 頁以内)
提出方法	上記書類の電子ファイルを以下 URL にアップロードして下さい。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/3925545153_utac_u-tokyo_ac_jp/IgC3bo6v27r9Q5Qx_2gGfzGjAXv-S5cW-H9qHznmqJHtZhU ※ 2 ～ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	令和 8 年 5 月 7 日 (木) 15 時必着
選考方法	書類選考の後、合格者に対し面接を実施。 ※面接選考の対象となった方のみ詳細を連絡いたします。
問い合わせ先	東京大学産学協創部協創企画課 瀬戸 (TEL:080-4141-6283) e-mail: kyoso-jinji.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)
その他	(1) 応募書類は返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 (2) 選考にかかる旅費は支給しません。 (3) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 (4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。